

教第63号議案

神戸市教育委員会電子署名規程の一部を改正する訓令について  
神戸市教育委員会電子署名規程の一部を改正する訓令を次のように制定する。

令和6年3月28日提出

神戸市教育委員会事務局  
事務局長 高田 純

理由

業務の効率化等を図るため必要な改正を行う

神戸市教育委員会電子署名規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

令和6年 月 日

神戸市教育委員会  
教育長 長田 淳

神戸市教育委員会訓令甲第 号

神戸市教育委員会電子署名規程の一部を改正する訓令

神戸市教育委員会電子署名規程（平成29年7月教育委員会訓令甲第5号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定の下線又は太線の表示部分（以下第1号及び第2号において「改正部分」という。）及び改正後の欄に掲げる規定の下線又は太線の表示部分（以下第1号及び第3号において「改正後部分」という。）については、次のとおりとする。

- (1) 改正部分及びこれに順次対応する改正後部分が存在するときは、当該改正部分を当該改正後部分に改める。
- (2) 改正部分のみ存在するときは、当該改正部分を削る。
- (3) 改正後部分のみ存在するときは、当該改正後部分を加える。

改正後	改正前
(電子署名) 第3条 [略] <u>2 総務課長は、前項ただし書きに規定する合議を得た電子署名について、当該電子署名を行うシステムの名称、所管課その他必要な事項を管理台帳に登録しなければならない。</u> (電子署名カードの交付等) 第5条 [略] 2、3 [略] 4 カード型電子署名管理者は、毎年7月1日 <u>時点において保管している</u>	(電子署名) 第3条 [略]    (電子署名カードの交付等) 第5条 [略] 2、3 [略] 4 カード型電子署名管理者は、毎年7月1日、 <u>総務課長にその保管する</u>

電子署名カードの名称、数量等を総務課長に報告しなければならない。

## 第 7 条 削除

(電子署名使用簿等)

第 9 条 カード型電子署名管理者及び非カード型電子署名管理者は、電子署名を行うときは、当該電子署名を行う電磁的記録に係る決裁文書の起案者に電子署名使用簿に所要事項を記録させなければならない。

## 2 [略]

(電子署名の廃止)

第 11 条 カード型電子署名管理者は、電子署名カードの使用を廃止する場

電子署名カードの名称、数量等を報告しなければならない。

(非カード型電子署名に係る届出)

## 第 7 条 非カード型電子署名管理者

は、第 3 条ただし書の規定により他の方法による電子署名（電子署名カードにより行うものを除く。）を行うこととなったときは、あらかじめ、別に定める所要事項を総務課長に届け出なければならない。

2 総務課長は、前項の規定による届出があったときは、その内容を管理台帳に登録しなければならない。

(電子署名使用簿等)

第 9 条 カード型電子署名管理者及び非カード型電子署名管理者は、電子署名を行うときは、当該電子署名を行う電磁的記録に係る決裁文書の起案者に電子署名使用簿に所要事項を記録させなければならない。ただし、神戸市手数料条例（平成 12 年 3 月条例第 77 号）第 2 条及び第 3 条に規定する事務のために電子署名を行うときは、電子署名使用簿の記録を省略することができる。

## 2 [略]

(電子署名の廃止)

第 11 条 電子署名カードの使用を廃止する場合及び第 3 条ただし書に規

合は、総務課長に届け出なければならぬ。

定する他の方法による電子署名（電子署名カードにより行うものを除く。）を行わないこととする場合は、総務課長に届け出なければならぬ。

2 第3条第2項の規定により管理台帳に登録されたシステムの所管課長は、当該電子署名の方法を廃止する場合は、総務課長に届け出なければならぬ。

#### 附 則

この訓令は、令和6年4月1日から施行する。